

松 山 大 学 論 集  
第 35 卷 記 念 号 抜 刷  
2 0 2 3 年 12 月 発 行

## 中国法の基本理念と伝統思想

—— 民事法制度の基本理念とその適用を中心に ——

王 原 生

# 中国法の基本理念と伝統思想

—— 民事法制度の基本理念とその適用を中心に ——

王 原 生

## 目 次

- 一 はじめに
- 二 中国民法典の立法趣旨
- 三 中国現行民事法制度の基本理念の源流
- 四 中国民事制度基本理念における実際の適用
- 五 まとめ

## 一 は じ め に

2020年5月28日、中国法体系の根幹をなす民事法制度の基本法「中華人民共和国民法典」（以下「民法典」という）が第13期全国人民代表大会第3回会議で採択され、2021年1月1日から施行された。民法典の内容としては、全7編（「総則」、「物権」、「契約」、「人格権」、「婚姻家庭」、「相続」、「権利侵害責任」）となり、合計1260条に及ぶ大部なもの、約9割は既存の個別の民事法令（単行法）を調整・修正し、体系的に整備がなされたものである。今回の民法典の第四編「人格権」は、独立の項目として新設され、具体的な新规定が多くおかれた<sup>1)</sup>

民法典の施行は、中国社会、ないし中国ビジネスに従事・関与する日本（系）企業に多大な影響を与えることは言うまでもないことである。これから民法典が如何に施行されるかについては、具体的な法制度や条文等に対する実務的な検討のみならず、アカデミックな観点からその法制度や条文等の背後にある思想・価値観を十分に理解することが必要である。その国の人々の伝統思想は、

法制度制定の目的や適用における解釈の基準の正当化の根拠である。その伝統思想は長年にわたり受け継がれたその国の共通的な価値観である。数千年にわたる文化的土壌のうえに今日の中国があるのであり、人々が意識するか否かに拘らず、その伝統の深みは、現代の中国のなかに、なお息づいている。それと離れている法制度は実効性を持たないザル法であるといえよう<sup>2)</sup>

しかし、その価値観は立場や対象分野により一様ではない。伝統思想といっても様々な考え方が存在している。本稿は民事法制度という側面から、現行法規の基本理念とそれを具体的な事案に適用する際の解釈の根拠となる伝統思想(価値観)との関係の解明を目指すことを目的とする<sup>3)</sup>

まず、民法典の立法理念(第1条 立法の目的)を確立された背景と内容を解明する。そして、その立法理念と伝統思想との関係を検討する。また、民法典に新設された「人格権」が民事裁判における具体的な案件<sup>4)</sup>に適用する際には、如何に解釈されるか、民法典の立法理念が果たした役割とその背後の伝統思想の影響の検討を切り口として、民事法制度の側面から、伝統思想が現行法規の立法理念に与える影響の解明を試みることにする。

## 二 中国民法典の立法趣旨

### 1. 立法趣旨と諸原則

#### (1) 立法の目的と根拠

民法典第1編「総則」第1章「基本規定」においては、民法典を制定する根本的目標及び趣旨を示されていた。まず、第1条には、「民事主体の適法な權益を保護し、民事関係を調整し、社会及び経済の秩序を守り、中国的特色のある社会主義の発展要求に適應し、社会主義核心的価値観を發揚するために、憲法に基づき、本法を制定する。」<sup>5)</sup>と次の5つの立法目的を規定している<sup>6)</sup>

#### ① 民事主体の適法な權益を保護すること

憲法精神の実現及び具現化をするため、憲法の基本原則に基づく国民の各基本權利を保護し、国民が安心して社会生活をするにより、社会秩序の安定

を実現するものである。

② 民事関係を調整すること

民法では身分関係、財産関係等各種の具体的な制度、規則を通じて民事主体間の相互関係の調整が図られており、最終的には民事主体の間の生活秩序の調和を促進、実現することを目的とする。

③ 社会及び経済の秩序を維持擁護すること

個々の民事主体間の関係（財産関係や婚姻・家庭等の身分関係等）を調整することにより、経済秩序乃至社会全体の生活秩序を確立・維持している。民事主体間の社会関係を安定的で秩序正しい状態に保っている。

④ 中国的特色のある社会主義の発展要求に適應すること

中国の改革開放以来、中国の特色のある市場経済は目覚ましい発展をとげた。社会主義市場経済の本質は法治経済であり、法整備により市場秩序及び取引の安全を維持し、社会主義市場経済の持続的かつ健全な発展を促進する。

⑤ 社会主義核心的価値観を發揚すること

社会主義核心的価値観は、富強、民主、文明、調和、自由、平等、公正、法治、愛国、勤勉、信義誠実、友愛という12の価値観により構成されている。これらの価値観は、民族精神及び時代精神が高度に洗練されたもので、中国の特色のある社会主義法治の核心的価値観であり、中国の特色のある社会主義を構築するための魂である。社会主義核心的価値観は法制度構築の全過程に採り入れ、社会主義核心的価値観の基本要求を法律に採り入れ、法規範的要求に転化し、法律法規を社会主義核心的価値観の実践のための制度的担い手とし、法律法規によって国の価値目標、社会の価値目標、公民の価値目標をよりよく具現化しなければならない。社会主義核心的価値観に法治構築を導入することに関する共産党中央委員会の要求に照らし、民事活動において中華民族の優れた文化を發揚し、社会主義核心的価値観を實踐し、自由、平等、公正、信義誠実等の社会主義核心的価値観を大いに發揚することを強調する必要がある。

また、本条後段の「憲法に基づき、本法を制定する」規定は、民法典の立法

根拠が明確にされている。すなわち、憲法は民法の立法根拠であり、民法規定は憲法の精神を具現化し、憲法の要求を実現しなければならない、憲法に反してはならない。

## (2) 民事法の基本原則

基本原則は民事主体が民事活動を行い、司法機関が民事司法活動を行う際に従うべき基本準則である。民法総則では民法通則を基礎として30年余の民事司法実務を踏まえて、民法典の立法目的及び社会主義核心的価値観の体現として、第3条～第9条には、7つの基本原則を確立していた<sup>7)</sup>

### ① 民事権益の法律保護と不可侵の原則

「民事主体の人身権、財産権及びその他の合法的権益は、法律による保護を受け、いかなる組織又は個人もこれを侵してはならない」と規定している第3条は、民法総則草案一審稿、二審稿では第9条に規定されていたが、審議の末に本条が第3条に規定され、民事権利及びその他合法的権益が法律で保護される旨の基本精神及び重要地位が強調されている。特に社会一般的には同条が国民私有財産の保護（不可侵の原則）が確立したことについて大きな反響を呼んだ。

### ② 平等原則

第4条には、「民事主体の民事活動における法的地位は一律に平等である。」と平等の原則について定めている。本条に定める平等原則とは民事活動における民事主体の法的地位は平等であることとされている。法的地位の平等は民事主体が民事活動を行う場合に意思を相手方に押し付けてはならないことである。

### ③ 自由意思原則

第5条には「民事主体は民事活動を行うに当たり、自由意思原則に従わなければならない、自己の意思により民事法律関係を設定し、変更し、終了させる。」と自由意志原則について定めている。本条は民事主体の民事活動については、形式だけでなく、実質的内容も自由意志によらなければならないことが強調さ

れている。

#### ④ 公平原則

第6条には、「民事主体は民事活動を行うに当たり、公平原則に従わなければならない、各当事者の権利と義務を合理的に確定する。」と公平原則について定めている。公平・正義は人類が共に追求する基本的価値であり、公平原則は民法の社会の公平・正義の促進という基本価値を具現化するものであり、民事主体が民事活動を行う場合、双方の権利義務は対等でなければならない、権利義務間に著しい格差があってはならない等の民事主体の行為の規範化に重要な役割を果たしている。

#### ⑤ 誠実信用原則

第7条には、「民事主体は民事活動を行うに当たり、誠実信用原則に従わなければならない、誠実を旨とし、約束を遵守する。」と誠実信用原則について定めている。本原則は各国の民法で公認されている基本原則であり、一般条項である故に、抽象性・普遍性を有することから、民事裁判活動の実施において重要な役割を果たしている。当事者間の約定が不明確、又は法律に具体的規定が欠けている場合には、司法機関は社会の公平、正義を実現するため、誠実信用原則に基づいて民事主体間、民事主体と社会の間の利益を均衡させることができる。

#### ⑥ 法律・公序良俗の遵守原則

第8条には、「民事主体は民事活動を行うに当たり、法律に違反してはならず、公序良俗に反してはならない。」と法律・公序良俗遵守原則について定めている。本原則は高度に抽象的な法規範であり、普遍的適用性を有する一種の包括的条項である。本条における公序が強調するものは国及び社会レベルの価値理念であり、良俗が強調するものは民間の道德観念である。民事活動は複雑多岐であることから、法律で社会公共利益、公共道德秩序を侵害するすべての行為を予見し、禁止規定を詳細に定める事は不可能である。よって、公序良俗遵守原則で補足して公序良俗に反する法律行為を無効とする旨を明確に規定

し、法律禁止規定の不備を補って民事主体の意思自治に対する必要な制限を実現し、社会公共道徳を発揚し、公の秩序を維持し、民事主体の個人利益と社会公共利益との均衡を実現する必要がある。

#### ⑦ 環境配慮原則

第9条には、「民事主体は民事活動を行うに当たり、資源を節約し、生態環境の保護に有益でなければならない。」と環境配慮原則について定めている。本原則はその他原則の表現とは少し異なって、「有益でなければならない」という表現が用いられているものの、民法の基本原則として、民事活動や民事裁判等の基本的方向性を示している。また、本原則は民法典の権利侵害責任編規定及び環境侵權行為の民事責任追及法理に基礎と立法根拠を提供する意義が認められる<sup>8)</sup>

## 2. 立法理念の特徴

法規範は、直接に人間の行為に関係する当為の法則である。法規範の体系としての法秩序を支える立法理念は、人々が求めているあるべき社会秩序（理想の社会像）という人間内面の思想（価値観）である。その価値観が人々に「正しい」と広く受け入れられているからその価値観に適合する法秩序が正当化されている。

以下では、上記民法典の立法目的とそれを支える立法理念について、その特徴を抽出することを試みたい。

### (1) 立法目的の特徴

中国民法典の機能としては、一般近代国家の法とは同様に社会秩序の安定性を維持することと、具体的妥当性（正義）を実現することを中心的な目的とする<sup>9)</sup> その差異（特徴）といえば、私権利保護の新設と社会秩序体制構造の違い及び社会秩序の安定性を確保する方法の違いにあるであろう。

### 1) 近代私法における私権利保護の基本原則の導入

民法典第1条は、5つの立法目的とその根拠は憲法であることが明記されている。その5つの目的のうち、①民事主体の適法な権利保護と②民事関係を調整することについては、近代法基本原則の導入と言えよう。伝統的な中国社会においては、独立の個体として個人の存在より、まず家族・一族・国家の一員として認められて、個人の私的財産より家族単位の「家族共産制」<sup>10)</sup>を重視するのを基本とする。また、古代中国法律制度には、刑事法規範と民事法規範がともに同じ法典に収められる（〔諸法合体，以刑為主〕<sup>11)</sup>）。民事違法行為に対しても刑罰を加えるのは普通であり、刑罰の適用範囲が極めて広いのである<sup>12)</sup>。今回民法典には法の主体としての個人の私権利保護を第一の目的として明文化するのは、私権利保護の宣言書<sup>13)</sup>と大きな社会的反響を呼んだ。また、その目的を具現化するための基本原則①民事権益の法律保護と不可侵の原則、②平等原則、③自由意思原則が設けられた。特に①民事権利保護条文の位置づけについては、「民法総則草案一審稿では本条の内容が第9条に規定されていたが、審議過程において、民事権利及びその他合法的権益が法律で保護されることは民法の基本精神であり、民法典全体及び民事・商事特別法を統括するものであることから、民事権利が法律で保護される旨の理念を一層際立たせるため、本条の内容を前段に規定し、権利本位、権利志向の立法目的を十分に具現化すべきとの考えが多数であった。検討の結果、本条の内容が第3条に規定され、民事権利及びその他合法的権益が法律で保護される旨の基本精神及び重要な地位が強調されている」<sup>14)</sup>さらに、「民事主体の各種の人身権、財産権及びその他合法的権益の保護について規定している。人身権には生命権、健康権、氏名権、名誉権、栄誉権、肖像権、プライバシー権、婚姻自主権、監護権等が含まれ（110条）、財産権には所有権、用益物権、担保物権、株主権等が含まれる（114条）。民法では人身権及び財産権が保護されるだけでなく、人身及び財産の性質を兼ね備えた知的財産権、相続権等も法的に保護される（123条～127条）。明確に列挙された民事権利だけでなく、民法総則では更に「その他合法的権益」



の保護についても規定しているが、その理由は、一部の民事上の権利利益は法律上明記されていないが、確実に保護が必要であり、法律が保護を与えるべき場合があるからである」<sup>15)</sup>。このような詳細な規定が置かれることにより、民法典は中国市民社会生活の百科全書と呼ばれている。

## 2) 中国の特色のある社会主義社会体制の確保

中国の特色のある社会主義社会体制の特徴は、「中国の特色」にある。中国の特色は、主に2つ内容がある。1つは、前述したように、民法典第1条後段には「憲法に基づき、本法を制定する」。すなわち、憲法は民法の立法根拠であり、民法規定は憲法の精神を具現化し、憲法の要求を実現しなければならない、憲法に反してはならない。中国憲法の精神は憲法前文に明記した「4つの基本原則」（「社会主義の道」、「人民民主主義独裁」、「共産党の指導」、「マルクス・レーニンと毛沢東思想の堅持」を指す）である。もう1つは、前述したように、「社会主義核心的価値観の発揚」、核心的な価値観は中国の伝統文化や道徳等の価値観の継受と言えよう。

## 3) 社会秩序の安定性を確保する方法

「社会の安定はすべてに優先する」<sup>16)</sup> という鄧小平思想が中国改革開放以来中国政府の基本方針である。社会の安定を実現するため、法規範の側面では、民事主体間の社会関係を中国の実情に適応するように正しく調整することが必要である。その目的を具現化するために、民法典には、平等・公平・誠実信用・環境配慮等の基本原則を設けた。さらに、民法典第1条立法目的の最後に「社会主義核心的価値観を発揚する」ことを明文化した。社会主義核心的価値観は法制度構築の全過程に採り入れ、社会主義核心的価値観の基本要求を法律に採り入れ、法規範の要求に転化し、法律法規を社会主義核心的価値観の実践のための制度的担い手とし、法律法規によって国の価値目標、社会の価値目標、公民の価値目標をよりよく具現化しなければならない。社会主義核心的価値観

に法治構築を導入することに関する共産党中央委員会の要求に照らし、民事活動において中華民族の優れた文化を発揚し、社会主義核心的価値観を人々の内面に道徳的に完成が求められている。強制法規による社会の安定性は一時的なものであり、人々が内面に社会主義核心的価値観を共有することによって真の社会の安定が実現できる。伝統的な価値観（道徳観）は法制度構築の全過程に採り入れ、立法理念の1つになっている。

## (2) 立法理念と伝統思想との関係

### 1) 民法典の立法理念に関する立法者の説明

民法典（草案）立法理念に関する立法者の説明によると、民法典第1編第1章の立法目的の中、「社会主義核心的価値観」を重要な立法目的として明文化することは、民法典における「法治」と「徳治」の融合という中国法制度の特色である。また、法典編纂の位置づけについては、中国の民事法規をより一層改善し、国家の統治管理能力の向上面においても重要な意義を有する。さらに民法典編纂指針となる考え方及び基本原則については、正しい政治の方向性を堅持し、国家統治管理体系及び統治管理能力の現代化を推進する。社会主義の核心的価値観を民法典編纂の全過程に注入し、中華民族の伝統的美徳を発揚し、ルールに対する意識を高め、道徳による拘束を強化し、契約精神を唱導し、公共の秩序と善良な風俗を維持保護しなければならない。中国の実情に立脚し、中国の優れた法律文化の伝統を伝承するとともに、国外立法の有益な経験を参考とする<sup>17)</sup>

また、2016年6月、2018年8月、2019年12月、習近平総書記は3回中央政治局常務会会議を開き、民法典編纂情況の報告を受け、指示をした。共産党中央政治局の第37回「中国における歴史上の法治と徳治」に関する勉強会においては、習近平総書記は以下のように述べた。「法規は人々の行為の準則、遵守しなければならない。道徳は法規の確固たる基盤である。中国は法治と徳治を融合して、国の統治体制と統治能力の現代化を推し進めなければならない

い。……法律は成文化された道徳であり、道徳は内面的な法である。法と道徳はともに、社会規範であり、社会関係を調整し、社会秩序を維持するという役割を担っており、国家統治においてそれぞれの立場と機能を有している。法は社会の安定を守り、道徳は人々の心持も安定させる。法の効果的な実施は道徳的裏付けに依存し、道徳的実践は法的制約と切り離せない。法の支配と道徳は切り離すことはできず、軽視することもできない。国家統治には法と道徳の協調が必要である。……法の支配を支える道徳の役割を強化すべきである。法治と徳治の結合を堅持するため、社会全体の文明度を教育し向上させる道徳の役割に注目し、あらゆる面で法治のための良好な人文環境を作り出さなければならない。法治の要求を道徳体系に反映させ、法治を支える道徳の役割を十分に発揮させ、道徳体系と社会主義法規範を結びつけ、調整し、促進させるように努力する。……法の支配は道徳分野の未解決の問題を解決するために用いられるべきである。法律は道徳の底辺であり、道徳の保障である。関連する立法作業を強化し、道徳不祥事に対する処罰措置を明確にすべきである。国民の反感を買う倫理欠如の行為及び信義誠実の欠如に対する処罰措置について、法律に基づいて強化されるべきである。」と指摘した。

## 2) 立法理念における伝統思想の継受

以上立法目的の特徴及び立法者の説明から見ると、民事法制度の立法理念は、社会主義核心的価値観を法規範に転化し、国の統治体制と統治能力を高めて、国民の道徳観に合う具体的な正義と社会安定性を確保する中国の実情に適合する特有の法制度の確立である。

社会主義核心的価値観は、中国共産党第18回全国代表会議で提唱した国家、社会、国民という3つ面から価値の目標、方向、基準を明確化したものであり、社会主義の核心的価値体系に関する高度な簡潔化、集中的な表現であり、現代中国の最も基本的な価値意識を確立するものである。つまり、国家が目標とするべき価値観：富強・民主・文明・和諧。社会で大事にするべき価値観：

自由・平等・公正・法治。一人ひとりが守るべき価値観：愛国・敬業・誠信・友善。いずれも、中国伝統的価値観である<sup>18)</sup>

中国伝統的な価値観は、中国2千年以上超安定の封建社会システムを構築した。中国古代伝統的な封建王朝社会においては、構造上の王者（道徳が一番高い人）による天下統一、社会システムには「官僚政治・地主経済・儒家正統」3つのサブ・システムから構成される。また、2つの「一体化構造」がある。一つは国家組織のレベルにおいて「儒生」という特殊な社会階層が存在することによる政治構造と文化構造の「一体化構造」である。もう一つは、国家と個人間の宗法的家族（宗族）といた中間組織の存在である。たとえ王朝が交代しても儒家の国家学説は新国家構造の建設に対して「理論的指導の作用」の役割を担い、実際に儒生が新王朝樹立の過程で「組織作用」の役割を果たす。中国封建社会は儒家正統のイデオロギー構造と官僚政治の一体化構造になり、官僚政治の頂点には皇帝が位置する。その皇帝も儒家学説によって天子として正統性を付与される。その意味で、儒家の国家学説は中国超安定の社会システムを構築した。封建社会の安定期には、一定の期間（長い場合には、数百年に及ぶ期間）中国封建社会の安定を保持し繁栄を保証されたことは事実である<sup>19)</sup>。そのため、中国民間には古い思想や原始的な価値観が根強くかつ後世まで残存していたということは否定できない。

こうした儒家を中心とする伝統的な価値観（道徳観）は、国家学説として『三字経』や『千字文』等儒家の経典を分かりやすく誦えるように文章にまとめ、幼少よりこれを暗唱して手習いをした識字層には、この発想は身体化されていたといってもよい。中国数千年の歴史の中でこのような価値観（道徳観）は代々伝承され、中国人の遺伝子に刻まれていったと言っても過言ではないであろう。

民法典の立法理念には民事立法の歴史的連続性を尊重し、法治と徳治を融合させ、徳と法の関係を体と用の関係（徳は体であり、法は用である）として継受されている。そのような立法理念における伝統思想の継受は、社会実情を踏

まての措置である。国民の道德規範に反する法制度は実際に実効性のないザル法になるしかないからであろう。

また、民法典の適用に関する法規範の解釈にも、立法理念に従って解釈しなければならない。その解釈は国民の価値観を尊重するように「すべての司法事件において、国民に公正と正義を実感してもらえよう努力する。」と2020年11月共産党中央「総合的な法の支配に関するワークショップ」で習近平総書記が司法機関に対して指示した。

### 三 中国現行民事法制度の基本理念の源流

#### 1. 中国伝統思想の萌芽——社会安定の処方箋

##### (1) 中国政治思想発生の背景

中国政治思想の発端は、周王朝の崩壊による社会秩序の乱れ及び新しい社会の在り方に対する知識人が出した処方箋（学説）であった。殷（商）の従属国だった周（紀元前1046年頃～紀元前256年）は、紀元前1046年に革命<sup>20)</sup>戦争（牧野の戦い）で殷を倒し周王朝を開いた。周と殷は同じ言語文化信仰で、〔君権天授〕が政権統治の正当性の理論根拠であった。殷（商）の天命観は商王と天の関係は血縁関係であり、商王は天の子（〔帝立子生商〕『詩経』）であるため、天は無条件で商を守るはずである。その天命観に従い周の地位の正当性が説明し難いため、周はその「天命観」を新たな解釈をした。すなわち、天と人との関係については血縁関係がなく、特定の人を守ることはない。徳が一番高い人が王になる（〔天命有徳，皇天無親，惟徳是補〕《尚書・蔡仲之命》）。君主の権力は天が授けたものであるが、ただ、「天命」も変化する。有徳者のみが天命を受けられるが、徳を失ったら天命も失う（〔敬徳保民，以徳配天〕）。周王朝は周が殷に取って代わった根拠を徳に求める。要するに周の文王が〔明德慎罰〕に努め、それによって徳を備えたので、上帝の許可と民の擁護を得て、王権を手に入れたと説明されていった。こうして周礼の下の「敬徳」という「徳」を中心とする政治的・倫理道德的観念を形作る<sup>21)</sup>そして、政治制度設計の特

徴としては、①封建制（〔封邦建国〕）、周天子が一族等を諸侯として、一定の土地と人民の支配権を与え、統治したシステムをいう。諸侯に与えられた地域を「国」という。②宗法制、周代に成立した宗族の組織規定。大宗と小宗からなり、大宗は本家、小宗は分家にあたる。すなわち、王室、諸侯、卿大夫の関係はすべて宗法的な族秩序をもって構成されたものであり、封建制の基礎と思われる。③周礼制度、「礼」という社会の秩序は、宗法制の上下関係に基づく統治体制から一般生活（例えば、座る姿勢や歩き方）まであらゆる面での行為規範である。後世儒学の基礎になった。

## (2) 中国代表的思想家とその価値観

周の後期春秋・戦国時代、力をつけていた諸侯国が周天子を無視することになり、礼楽制度が崩壊していく、諸侯間覇権争い戦争が頻繁に発生することになった。この時期から、社会の在り方や政治システムを構築方法等に関するいろいろな考え方が出た。これは中国伝統思想の発端である。

中国伝統思想の探究対象は乱世の対処法であるため、実践問題としての倫理学と政治哲学（思想）を重視し、その時代区分として、大まかに孔子（紀元前551年～紀元前479年）から1840年アヘン戦争までと言えよう。その中、紀元前551年～100年は政治学を中心に、100年から1840年は倫理学を中心に区分することができよう。さらに、政治学を中心とする時代（春秋・戦国時代）には、さらに、理想の政治学時代（春秋時代）と現実政治学時代（戦国時代）に概ね区分することができよう。その代表人物とその理論の特徴を以下のように概観する。

### 1) 理想政治学の代表人物とその理論の特徴

#### ① 儒家（代表人物：孔子）

社会統治論としては、礼楽制度を重視する。礼は人々の行為規範として社会秩序を維持することができる。楽は音楽・歌のこと、人心を安定させ、社会秩

序も安定になる。

政治理念は、徳治主義である。徳とは、仁（愛人<sup>22</sup>）忠恕、克己復礼、中庸）と礼を中心とする。基本的立場は、家族主義であり、政治の主張は人治主義であり、実行方法は感化主義である。

## ② 道家（代表人物：老子、莊子）

国家統治の核心的な思想は、無私（利他）、無為の治（小政府・軽刑・減税）、戦争反対である。実行方法としては「人を慈しむからこそ、勇気が湧いてくる。物事を控え目にするからこそ、行き詰まらない。人々の先頭に立たないからこそ、逆に指導者として担がれる。いま、慈しむことを忘れて勇気だけを誇示し、控えめな態度を捨てて我先に駆け出し、退くことを忘れて先頭に立つことだけを考えれば、どうなるか。破滅あるのみだ。全てのものを包み込む慈母の愛、それが何ものにも優るであろう」と、老子は道家の三宝思想（「一曰慈、二曰儉、三曰敢えて天下の先たらず」）を語っている。

## ③ 墨家（代表人物は墨子）

社会統治論としては、基本の立場は平和主義、兼愛<sup>23</sup>主義、政治の主張は天治主義、実行方法は尚同主義。

## 2) 現実政治学の代表人物とその理論の特徴

### ① 黄老思想

黄老思想は道家または法家・雑家の政治思想の融合したものである。黄帝と老子に仮託されることからこのように称される<sup>24</sup>）

社会統治論としては実用的な統治論であり、人格者による統治は積極的な権力の行使ではなく、むしろ何もしない「無為の治」が望ましい。統治方法としては法治であり、統治者は規則制度を作り、法により国家統治をし、法の安定性を強調する。一旦、法制度を制定したら、統治者はその制度の執行を監督するだけで、無為（不作為）による消極的支配が理想とされた（君主が政治に過度に干渉することを避け、天道に背く勝手な行動をとることを禁じ、さらに統

治にかかるコストを下げるべきとする思想である)。

法治における法は「道」から生まれるものであり、法は人々の行為準則であり、法制定の原則は〔以民為本〕にすべきである。国家統治する場合にはまず徳（仁政）、できなかった場合は法令（刑）を最後に適用すべきである（〔外儒内法〕）。

## ② 荀子

荀子は儒家であるが、黄老道家の影響を受けて、社会統治論の方法として、法を礼に入れて、礼に強制力を付与する（〔援法入礼〕）ことである。

荀子は古の時代から受け継がれた「礼」の中に、国家を統治するための公正な法の精神があると考えた。国家の法や制度は、「礼」の中にある精神に基づいて制定される。

社会統治論としては、法律を制定すべきことが説かれる。君子は礼を身に付け、法に従って統治し、法が定めない案件については「類」= 礼法の原理に基づいた判断を適用して行政を執る（〔王制編〕）。法律の位置づけは、法制度が完備されることは国家統治の道具にすぎない。道徳と知恵がある君子（人材）は国家統治の根本である。この種の人材（君子）があれば、法律条文が少なくても、国家統治も十分できる。もし君子がなかったら、詳細な法律が制定されても、適切な法の運用ができなくなっており、現実社会の様々な具体的な新問題を解決することができない。社会混乱が起こりうる。法の精神・原則を理解せず、法律条文の数のみを追求し、詳細な法律を制定されても、変動している社会の現実に対応する際には、必ず混乱が生じる（〔荀子・君道〕）。

## ③ 法家（韓非子）

韓非子の政治思想は、法実証主義の傾向が見られる。社会統治論については、荀子に影響を受けている。韓非思想にとって、人本性が利己的な性質があるため、君主が権勢を守る方法としては、「法」、「術」、「勢」が必要である。「勢」とは人為的に形成される権勢のことであり、それは法的に根拠付けられた君主の地位である。これは上下の秩序を生み出す淵源である。もし君主の権勢より



臣下の権勢のほうがすぐれていれば、ほかの臣下は権勢ある臣下を第一に考えるようになり、君主を軽んじるようになって、政治の乱れが生じる。したがって韓非の理想とする法秩序において、君主は権勢を手放してはならない。「法」は賞罰のことであり、「術」は臣下をコントロールする権術の方法である。

## 2. 中国伝統思想の形成——諸子百家の論争との融合

上述したように、中国の伝統思想の起源は、乱世における社会のあるべき姿及び人々の自分自身はどうすべきかについての思考である。したがって、中国哲学（思想）は、実践を重視する倫理学（自身の修行）と政治哲学（社会統治の方法）を重視する。一言でいえば、[内聖外王]（内に聖人、外に王者の徳を兼ね備えた者であり、学徳兼備の者になるということ）。

論理学は政治哲学の根拠になり、道徳と社会的職位に相当すべき、道徳が一番高い人は王とあり、統治者の統治を正当化する。論理学も道徳を高める修行方法を探究する。政治哲学は国を治める方法（法治か、徳治か）を探究する。

乱世の始まる春秋時代は、理想の社会の在り方を探究する思想家は諸侯国の「覇権」争いを止めて「王道」になるため、お互いに論争し、理論の基礎を培ったが、その学説は統治者に受け入れられなかった。例えば、儒家は仁を強調し、すなわち徳治（まず君主自分自身が有徳）、[礼]は徳治の理念を具現し、可視化するものであった。道家は無為の治、減税、戦争反対等がある。墨家は貴族も一般庶民と同じ布を織ること等、諸侯らは到底受け入れられない政策であろう。そこで、戦国時代の思想家は春秋時代の思想を融合し、現実に向けてより当時の実情に適合する処方箋を考えた。社会統治についてはいずれにも「法治」の方法を考えたが、その内実の違いがある。黄老思想は道家の思想に偏重し、荀子は儒家の思想と融合する。法家の「法治」はあくまで君主が社会統治の道具の一つと見ている。その中荀子の思想は後世に大きな影響があり、ずっと今日までである。荀子の描いた国家体制は、まず彼の弟子である李斯が秦帝国の皇帝を頂点とする官僚制度として実現し、続く漢帝国以降の中国歴代王朝では

官僚が儒学を学んで修身する統治者倫理が加わって、後世の歴代王朝の国家体制として実現することとなった。

#### 四 中国民事制度基本理念における実際の適用

伝統的に中国では、裁判官は、争いに白黒をつけさえすればそれでよいのではなく、儒教倫理に基づく教化を施し、人々を教え諭して、争う心をなくさせなければならない<sup>25)</sup>

『唐六典』は、唐の県の長官である県令の職務について次のように記している。

天下の県令の職務は、教化を宣揚し、人々を慈しむことにある。妻を亡くした男性や夫を亡くした女性、孤児や貧窮者を哀れみ養い、不当に苦しめられている者を察知し、みずから裁判を行って、人々の悩みや苦しみを知るように努めなければならない（『唐六典』三府督護州県官吏）<sup>26)</sup>

以下では、民法典に新設された「人格権」の中の「生命権」の侵害による損害賠償事件〔中華人民共和国山東省青島市中級人民法院民事判決書（2022）魯02民終1497号<sup>27)</sup>〕について、民法典の立法理念が果たした役割とその背後の伝統思想の影響に関して説明する。

事件の概要を簡潔に記すと、2016年11月3日未明に東京都中野区で、法政大学の女子留学生江歌が、女友達で大東文化大学留学生の劉鑫の元彼であった大東文化大学大学院の院生・陳世峰に殺害された事件だ。

3人はいずれも中国人留学生で2016年に東京で出会った。劉鑫は2016年5月から陳世峰と3カ月同棲していたが2016年8月に性格が合わずに別れ、その後、9月2日に強引に同郷（青島市）である被害者の江歌の部屋へ転がり込んだ。陳世峰は劉鑫を連れ戻そうと劉鑫の居場所を探し求め、遂には劉鑫が江歌の居住する中野区のアパートに同居していることを突き止めた。事件発生前日の11月2日の午後、陳世峰は江歌の部屋に押しかけた。江歌は警察に連絡することを提案したが、これを劉鑫が拒否した。陳世峰は同日の夜、江歌のア

パートの玄関前で劉鑫の帰りを待った。江歌と劉鑫の2人がアパート近くまで来ると、玄関前にたたずむ陳世峰の姿を確認したので、江歌はすかさず「アパート玄関前に不審者がいる」と110番へ通報した。2人がアパートに着くと、陳世峰は2人を追って江歌の部屋まで付いて来た。2人は部屋の前で陳世峰と対峙し、執拗に劉鑫に戻れと要求する陳世峰に対して退去を強く要求した。陳世峰は劉鑫に罵声を浴びせつつ、その腕を取って無理やり連れ帰ろうとした。そこで、江歌が2人の間に割って入って劉鑫をかばうと、激高した陳世峰は隠し持っていたナイフを取り出して劉鑫に迫ろうとした。驚いた劉鑫は江歌を外に残したまま部屋の中へ逃げ込んだ。それを見て慌てた陳世峰はドアノブを回して扉を開けようとしたが、扉は中から鍵がかけられていて開かなかった。思い通りにいかないことに逆上した陳世峰は反転して江歌に襲い掛かり、江歌を殺害した後に逃走した。その後、陳世峰が逮捕され、2017年12月11日に始まり12月20日に結審した東京地方裁判所による陳世峰に対する一審判決は、脅迫罪と殺人罪により懲役20年であった。

江歌の母親江秋蓮は一人娘である江歌を連れて離婚した単親家庭であった。陳世峰が逮捕された2日後の9月9日に劉鑫は江秋蓮に対して初めて事件の状況を説明すると同時に、陳世峰が江歌を殺害したと述べた。11月11日に江歌の葬儀が行われたが、前日に参加を約束した劉鑫は参加せず、江秋蓮の連絡にも応答しなかった。江秋蓮は11月19日に江歌の遺骨を抱いて中国へ戻った。江秋蓮は日本に16日間滞在したが、劉鑫は一度も会いに来なかった。劉鑫の一連の対応に対する不満を持っている江秋蓮は、江歌は劉鑫の身代わりとなって陳世峰に殺害されたが、劉鑫が部屋の扉に鍵を掛けていなければ江歌は扉を開けて中に入り、刺殺を免れていた可能性がある。また、劉鑫は江歌が部屋の外で陳世峰に襲われていることを知りながら、自分の保身だけを考えて部屋から出て江歌を救出しようとしなかった等の事実をもって2022年1月10日、江秋蓮（原告）は、山東省青島市城陽区人民法院（地方裁判所）で劉暖曦（改名した劉鑫）に対して江歌の人格権中の生命権を侵害したことで、精神及び経済

的損害賠償請求の裁判を提起した。

青島市城陽区人民法院（一審判決）は、劉暖曦被告に対し、江歌をトラブルに巻き込んだ当事者でありながら、自らを守るために江歌の命の安全を顧みなかったことは明らかな過失だとして、相応の民事賠償責任を負うべきだと認定。また江歌の母親の愛娘を失った悲しみは計り知れず、日本での事後処理や事件後の劉暖曦被告の心ない発言でもさらなる精神的苦痛を味わったとして、精神的損害の賠償責任も負うべきだとした。そして、次のように教諭した。「本法廷は、困っている人を助けることは中華民族の伝統的な美徳であり、誠実と友情は社会主義の核心的価値観の重要な要素である。司法の裁きは、社会道德の底辺を守り、美徳と正義を促進し、社会全体が高潔で善良であるよう導くべきである。信義誠実や権利義務一致等の民法の基本原則により、社会活動における侵害の危険を導入し、危険の状態を維持する者は、安全配慮義務があり、他人に危害が及ぶことを防止するために必要かつ合理的な措置を講じる義務を負う。救助関係の状況においては、救助者は被救助者に対して合理的な信頼関係があり、被救助者は救助者に対して、状況を正直に告知等のより高い注意義務を負っている。本件には、入手可能な証拠によると、救助された人劉暖曦は危険の状況を作り出し、救助者江歌に対して安全配慮義務と注意義務を果たさなかったから、明らかな過失があり、法的責任を負うべきである。ここで指摘すべきことは、外国に留学している女子学生江歌は苦境にある同胞のために救いの手を差し伸べ、心から心配し、援助していることだ。手を差し伸べた結果、不法に侵害され、命を失ったが、その無私の人助け行動は、中華民族の伝統的な美徳を体現し、社会主義の核心的価値観と公序良俗に沿ったものであり、称賛されるべきであり、その不法な侵害を受けたことについて、法的救済を受けるべきである。劉暖曦は江歌の友人として、救助されたことについては感謝の気持ちがないことのみならず、亡くなった救助者江歌の親族に同情と慰めを与えず、不適切な言葉で、さらに心の傷を付けたことは、人情・常識に反しており、非難されるべきであり、民事責任を負担し、事件の費用を全額負担すべ

きである。」と判示した。

二審は被告の上訴を棄却して、以下のように教諭した。「法は社会の安定を守り、道徳は人々の心持も安定にする。生命権は自然人の人格権の最重要な権利であり、法と道徳が共同で維持する核心的価値である。過失により他人の生命権を侵害した者は、法に基づき不法行為責任を負わなければならない。一審では劉暖曦が不法行為責任を負うべきことを認容した判断は法律の規定に基づいて下した法的判断であり、愛と伝統的互助精神にあつての判断であり、法律に従って維持すべきである。一審判決は、まず、劉暖曦と江歌は救助の民事法律関係と認定し、江歌は救助者であり、劉暖曦は被救助者であり、危険の状況を作り出した本人であり、劉暖曦は江歌に対して安全配慮義務と注意義務を果たさなかったことは、法廷で証拠調べによって事実と認定される。第二に、救助の民事法律関係において、救助された人は救助者に対する注意義務及び安全配慮義務が中国民法の誠実信用原則・公序良俗原則に含まれている。また、社会主義核心的価値観に価値判断、中国伝統文化の人助けや恩返し等の美德が求められているものである。一審判決は、認定された事実に基づき、《中华人民共和国侵权责任法》第6条第1項の規定を適用し、江歌が殺害されたことについては劉暖曦に過失があり、不法行為による損害賠償責任を負担すべきであり、適用される法律が正しいと判断した。さらに一審判決は、事件の事実と具体的な状況を総合し、困窮者を助けた江歌の行動を賞賛し、劉暖曦の裏切り行為を非難した。これは、中国の民法の基本原則、社会主義の核心的価値観、中国伝統的美徳の価値観に沿って解釈・発揚されることは、司法裁判による国民の教育・誘導機能の重要機能の具現化で、肯定されるべきである。最後に、以下のことを強調しておく必要がある。今回の江歌氏殺害事件は極めて不幸であり、嘆かわしいものであり、その結果生じた紛争がすべての当事者の苦悩と苦痛に拍車をかけていることを強調しておきたい。両当事者がお互いに理解し、尊重し、意思疎通を強化し、恨みをなくして、故人を安らかに眠らせ、生者が普通の生活に戻ることを望む。以上のようにして、本法廷は劉暖曦の上訴請求を

棄却されるべきであり、第一審の判断は事実が明確であり、適用される法律は正しく、裁判手続きは合法であり、維持されるべきである。」と判示した。

中国の伝統では、争いに単に白黒つけるだけではしこりを残し、人間関係がこじれてしまうと考えられていた。調和社会を実現するために、古来より「天理、国法、人情」という裁判基準があった。以上の裁判例から、中国の裁判実務は国民の道徳感情の納得できる落としどころを発見することが重要であることが窺えるだろう。

## 五 ま と め

法の理念は、法規範や具体的な条文に具現化されていることは、法の理念は法規範の外に存在している法規範の妥当性を支えるものである。中国法の理念とは何か、以上現行民法典の目的や基本原則等の条文の分析、そして、条文上に具現化されている法の理念と伝統思想の関係の検討、また、現行民事法制度の基本理念の源流としての伝統思想の説明、さらに、最新の判例として中国民事制度基本理念における実際の適用についての検討を通して、中国法の理念は、「社会主義核心的価値観」であることを明らかにした。「社会主義核心的価値観」の内容についての検討から見えたのは伝統的な価値観である。すなわち、道徳である。中国が数千年にわたって培ってきた道徳観は、中国の人々に身体化されていた。中国の人々の価値観（道徳観）は中国の立法及び法の適用を正当化される重要な根拠になっている。

また、伝統的な価値観を法理念にすることにより、従来固持する社会主義と資本主義というイデオロギーの対立を超えて外国の立法経験を参考に取り入れることができ、現代の法制度を確立することが可能になった。一方、中国法の固有の価値観を国際社会に発信することにもなっていった。すなわち、中庸の思想により、現代の法制度と伝統思想を融合して中国の独自の法制度を確立する狙いである。しかし、現代の法制度において国民の道徳感情を如何に配慮するか、バランスよく運用することが難題である。今後、裁判所が新たな具体的

運用手法を生み出せるのか、興味あるところである。

### 注

- 1) 従前の単行法の踏襲、調整・修正や、新条文創設の割合に関する統計は、西村あさひ法律事務所中国プラクティスグループ編著『中国民法典と企業法務』6-7頁（きょうせい、2021年）。
- 2) 中国には「上に政策あれば下に対策あり」という民諺がある。中央政府などが、いかに政策を施行しようとも、民衆（又は地方政府）は、それを潜脱する方法を考え付いて、政策を骨抜きにするものである。
- 3) ここにいう伝統思想は、中国民間社会の主流的な思想であり、中国において普遍的価値を持ち、日常生活の中の善悪等を判断する基準であったり、自分が行動する基準になったりする核心的な価値観である。
- 4) 中国山東省青島市中級人民法院の民事判決書（2022）魯02民終1497号。
- 5) 中国民法典の邦訳は、法務省 [https://www.moj.go.jp/housouken/housouken05\\_00067.html](https://www.moj.go.jp/housouken/housouken05_00067.html) における JICA 長期派遣専門家弁護士白出博之「ICD NEWS 第85号（2020.12）」～「ICD NEWS 第88号（2021.9）」参照。
- 6) 以下民法第1条5つの立法目的に関する具体的な解説について、法律出版社法規中心編『中華人民共和国民法典総則編注釈本』5-6頁（法律出版社、2020年）参照。
- 7) 李適時（全国人大法律委員会副主任委員、全国人大常務委員会法制工作委員会主任）「民法総則は確立並完善民事基本制度的基本法律」中国人大網 2017年4月14日参照。
- 8) 法律出版社法規中心編『中華人民共和国民法典総則編注釈本』7-14頁（法律出版社、2020年）参照。白出博之・前掲注5）参照。
- 9) 伊藤正己、加藤一郎『現代法学入門 [第4版]』21-23頁（有斐閣、2005年）参照。
- 10) 鄭州中院（中院は高等裁判所に相同）「法律文化 | 中华法文化中“共同生活的人”」（澎湃新聞 2022年7月26日）。
- 11) 本稿において〔 〕内は、中国語であることを示す。
- 12) 赫然・連宏著、鄭路訳「中国の法文化と法治現代化との関係について」（シンポジウムの報告、ノモス / 関西大学法学研究所 [編] (29) : 2011.12 54-55頁）、<https://www.kansai-u.ac.jp/ILS/publication/asset/nomos/29/nomos29-03.pdf> 参照。
- 13) 王利明（中国人民大学常務副学長）「民法典の頒布标志着—一个权利保护的崭新时代的到來！」（北京日報、2020年5月26日）。
- 14) 白出博之・前掲注5）52頁参照。
- 15) 白出博之・前掲注5）52-53頁参照。
- 16) 1989年2月鄧小平と米大統領ブッシュとの会談に言及した言葉である。
- 17) 全国人民代表大会常務委員会副委員長王晨「中華人民共和国民法典（草案）に関する説

- 明——2020年5月22日第13期全国人民代表大会第3回会議」中国人大網 HP : <http://www.npc.gov.cn/npc/dbdh13j3c007/202005/ec2a0234dfe144beb0dc7e9f2efd65f9.shtml> 参照。
- 18) 例えば、国家・社会・国民の区分は、「修身齊家治國平天下」を想起され、公正平等は無私ということにもなり、無私は個ではなく全体の概念であり、和諧・誠信等の中庸の概念が抽出できる。また、愛国・敬業・友善は、忠恕等の概念が儒教經典（大学、中庸、論語）を典拠とすることである。
- 19) 金观涛、刘青峰『论中国封建社会的超稳定结构』という著書には、中国封建社会の「超安定システム」の理論を提出して論じた。竹下公視「現代中国と伝統中国：制度経済学と社会システム論の観点から」26-28頁（関西大学『経済論集』第69巻第4号、2020年3月）参照。
- 20) ここでの革命は「天命を取り除く」の意味である。
- 21) 銭国紅「儒教中国の自家像（1）——孔子と儒教に関する一思考」63頁（大妻比較文学12号、2011年3月）。
- 22) 孔子の人を愛することは、等差がある愛であり、孝悌（人本性）を中心とする愛であり、まず家族を愛すること（優先）、そして近くの人から徐々に外へ拡大していくことである。
- 23) 墨子の兼愛は孔子の愛人と違って、すべての人を愛する博愛である。
- 24) 例えば、老子の道は抽象の道であるが、黄老思想の道は、具体的な道であり、すなわち、「気」（気化宇宙論における宇宙を形成する気）である。
- 25) 前近代中国には「判決の確定」という概念がないので、当事者が納得して争わなくなるというのが、前近代中国の裁判が目指す姿であった。石岡浩・川村康・七野敏光・中村正人『資料から見る中国法史』108頁（法律文化、2015年）参照。
- 26) 石岡浩・川村康・七野敏光・中村正人・前掲注25) 97-99頁参照。
- 27) 中国の審級制は2審終審制、当判決は終始判決である。中級人民法院は高裁に相当する。